

来賓挨拶



知的財産高等裁判所 所長 飯村 敏明

特許庁技術懇話会の懇親会にお招きいただきまして、大変感謝申し上げます。

特許懇は、審査官・審判官の技術専門の方々が会員となって、交流・意見交換等をされる会で、長い歴史を持った集まりであると同っております。審査官・審判官がOBも含めまして、年齢・経験・分野を超えて互いに交流を深める活動を、長い間にわたりまして進められて来たことに関しまして、心から敬意を表する次第です。

会員の方々が自由闊達な意見交換や活動をされることによって得られた成果は、はかり知れないほど大きく、価値あるものと思われまます。私どもは年に4回発行されます雑誌「特許懇」を拝読させていただきまして、雑誌の質の高さに感服しておるところでございます。特に首席審判長の判例のご紹介等に関しましては、審決取消訴訟についての核心部分を簡潔明瞭に指摘されておりまして、裁判実務に携わる者にとっても、大変有益かつ貴重な率直なご意見を頂いているものとして、感謝申し上げます。

さて、目を世界に向けますとグローバル化、あるいはスタンダード化が一段と進展しましたことから、我が国の国内で行われる技術をめぐるビジネス環境も大きく変化し、また、厳しくなっていると思われまます。企業がすばらしい発明・発見をしまして、革新的なビジネスモデルを着想いたしましても、ビジネスを成功させるためのハードルは、ますます高くなってきていると思われまます。また、たとえ成功したモデルであっても、その優越性を維持できる期間も短くなってきているというような実感がいたしております。企業は常に新しい技術革新を創造し続け、絶えず変化し続けていかなければ、勝ち残れないというような現状です。そして日本の国全体を見ましても、変化しない限りは生き残れない状況になっております。

産業、文化、社会生活、全てを含めまして、知的財産を取り巻く環境が大きく変化している中で、大切なことは、信頼性と予見可能性があり、安定性のある特許実務を実現することだと思われまます。そして、何よりも実務運用は、固定的であって守旧的なものではなく、環境の変化に対応して柔軟なものであることが求められていると思われまます。現



平成24年度特許懇話会

在の特許実務は、そのような観点から、十分にバランスのとれたものであり、諸外国からも評価され、賞賛されるような理想的な実務が実現されていると堅く信じております。

この懇話会の方が、よりよい実務を進展させるための意

見交換の場として、貴重な機会になれば幸いです。

簡単ではございますが、お祝いとお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

